

※身体・知的・精神に障
がいのある方の合計

図1

障害者手帳の所持者数

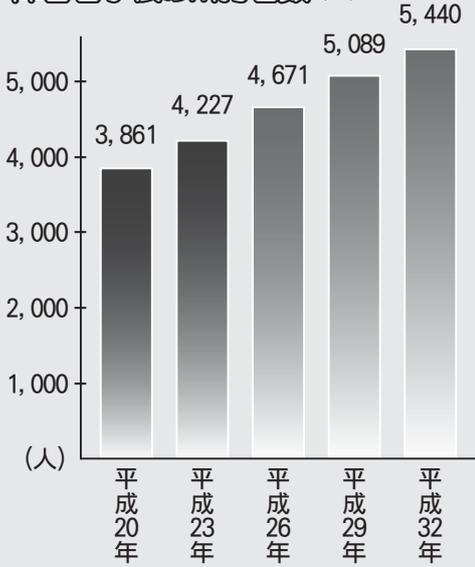
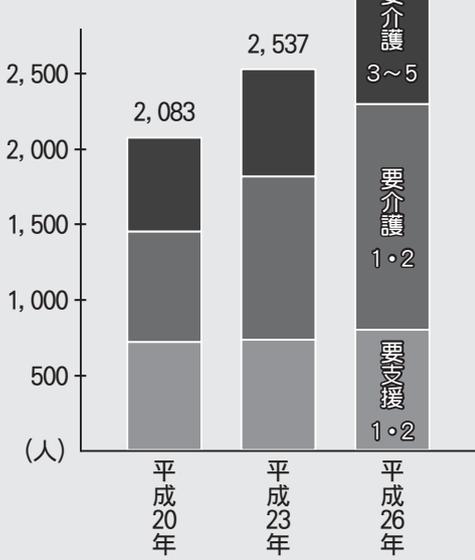


図2

要支援・要介護認定者数



要な方（要支援・要介護認定者）も増えています（図2）。特に、「要支援」と比較してより介護度の高い「要介護」に認定される方が多くなっています。

—— 大切なのは、早期の対応 ——

市は、市内に住む65歳以上の方約9千人を対象に調査を行いました。その結果回答をいただいた約7,600人のうち、約300人の方が、「自立できない」、「疾病がある」などの状態であることがわかりました。

「自分は大丈夫」と思っている、少しずつ体力は低下しています。その結果、早期の発見や対処が遅れ、「要支援」を超えて「要介護」の認定を受ける方が増えています。介護度が高い状態では、自立した生活を送ることが難しくなります。早いうちに発見し、必要な支援を早い

段階で受けるなどの対応策をとることが、いつまでも元気で自立した生活を送ることにつながります。

最近、町内会や民生委員の皆さんなど、地域の見守り活動が活発になってきています。そのため、早期に対応できることが増えています。

計画の基本理念と体系
目指すのは「自立」

計画の基本理念（方針）は、障がい者計画・障がい福祉計画では、「障がいのある人が自立した生活を住み慣れた地域で送ることができる社会の実現」、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では「高齢者が住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思に基づき自立した生活を目指し、希望と生きがいを持った活力ある社会を実現」としています。

計画の基本理念と体系

② 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

基本理念

高齢者が住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思に基づく「自立」した生活を目指し、希望と生きがいを持った活力ある社会を実現

- 健康で安心して生活できる環境づくり
 - ・ 介護予防の推進
 - ・ 認知症高齢者支援の推進
- 地域でいきいきと生活できる環境づくり
 - ・ 介護予防の推進（地域支援事業）
 - ・ 高齢者の社会参加の促進
- 地域支援体制の推進
 - ・ 地域ケア体制の整備
 - ・ 権利擁護の推進

→ 計画の概要は6ページへ

⑩ 障がい者計画・第3期障がい福祉計画

基本理念

障がいのある人が「自立」した生活を住み慣れた地域で送ることができる社会の実現

- 日々の暮らしの基盤づくり
 - ・ 生活支援
 - ・ 保健・医療
- 住みよい環境の基盤づくり
 - ・ 生活環境
- 相互理解と社会へ向けた自立の基盤づくり
 - ・ 保育・教育・療育
 - ・ 雇用・就労
 - ・ 相互理解・交流

→ 計画の概要は4ページへ